

## 福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託仕様書

### 1 業務名

福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託

### 2 履行場所

- (1) 福岡市立こども病院 (福岡市東区香椎照葉五丁目 1 番 1 号)
- (2) 福岡市民病院 (福岡市博多区吉塚本町 13 番 1 号)
- (3) 運営本部 (福岡市東区香椎照葉五丁目 1 番 1 号)

### 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (特段の事情がない限り、委託期間は令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約の締結は年度ごとに実施する。)

### 4 業務内容

診療材料費、薬品費及び検査手数料を対象として、費用削減を目的とした現状分析からの費用削減方策の検討及びコスト削減に向けた活動の実行支援を行う。

#### (1) マスター整備業務

提供する診療材料、薬品及び検査のマスター情報を確認し、更新・修正等を行う。

#### (2) 費用項目の分析業務

各種データ及び各種資料に基づき、競合業者情報、契約仕様及び市場価格情報等を活用し各病院との比較分析を行う。

#### (3) コスト削減に向けた活動支援

業者との価格交渉について必要に応じた支援を行う。状況に応じて来院し業者との価格交渉を行う。

#### (4) 情報の提供

診療報酬改定に伴う薬価、診療材料及び検査料及び医薬品メーカー等の市場動向に関する情報の提供を行う。

#### (5) その他

業務目的を達成するために必要と認められるもの。

### 5 費用負担

業務遂行に必要な旅費等の一切の経費については、受託者の負担とする。

### 6 委託料の支払

本業務の完了後に支払うものとする。なお、いわゆる成功報酬は一切支払わない。

## 7 留意事項

- (1) 本業務を実施にあたっては、定期的に来院し、委託者と打合せを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (2) 委託者の提供する情報及び資料等については、受託者は委託者の許可なく第三者等に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めるもののほか、地方独立行政法人福岡市立病院機構会計規程、地方独立行政法人福岡市立病院機構契約規程その他関係法令の定めるところに従わなければならない。
- (4) その他本業務を遂行するにあたり本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者協議のうえ、定めるものとする。